

交通に関する規定

最終改正 令和3年3月

1 自転車利用について

- (1) 通学用の自転車には学校で指定したステッカーをつけること。
- (2) 自転車は指定された場所に入れ、必ず施錠し、路上等に放置はしないこと。
- (3) 常にブレーキ等の点検に心がけ、二人乗り、並進、片手運転（傘さし、携帯電話）、イヤホン、ヘッドフォンの使用、夜間の無灯火運転などはしないこと。ステップの使用も禁止する。
- (4) 止むを得ない事情で無届の者が自転車で登校した場合は登校直後ただちに職員に届け出ること。

2 免許取得や運転について

- (1) 在学中取得できるのは原動機付自転車免許、普通自動車免許のみとする。なお、普通自動車免許の教習開始は3学年次の夏季休業以降とする。
- (2) 免許取得にあたっては保護者承認のうえ、学校に届け出てから取得すること。
- (3) 普通自動車については、保護者が同乗する場合のみ運転を認める。なお、友人を乗せて運転することや、高校生の運転する車に同乗することは禁止する。
- (4) 自動二輪車については、車体及び免許の取得、同乗を禁止する。

3 バイク通学について

(1) 許可基準

通学できるのは原動機付自転車で、免許所有者（自動二輪免許取得者は不可）であり、下記の方式のいずれかに該当する場合とする。ただし、A、Bの両方式に該当する場合は、A方式とする。

<A方式>

- ・通学距離が片道10km以上の者（路上最短計測・安全運転走行可能路線）

<B方式>

- ・通学距離が片道5km以上の者で、部活動（週5日以上活動する）または生徒会（本部役員）に所属している者。
- ・退部した時点で、効力を失う。

※上記により許可を受けた生徒で、駐輪場預入証明書等を提出した者は最寄り駅まで原動機付自転車での通学を認める。

(2) 申請書類

- ア バイク通学許可願
- イ 交通安全誓約書
- ウ 免許証のコピー
- エ 自賠責保険・任意保険加入申込書のコピー
- オ 部顧問の同意書（B方式のみ）

(3) 遵守事項

- ア 交通法規を遵守する
- イ 交通事故防止に努める
- ウ 校内の乗り回しを禁止する
- エ 学校指定の場所に駐輪する

- オ ステッカーを貼付したバイク及びヘルメットで登校する
- カ バイク及びヘルメットの貸し借りは禁止する
- キ 学校が計画した交通安全講習会を受講する
- ク 夜間放置をしない
- ケ バイクの改造をしない（改造車は許可しない）
- コ ヘルメットはフルフェイス型又はジェット型とする

(4) 注意事項

- ア 整備点検をする
- イ 施錠をする
- ウ 運転時には安全な服装を心がける（長袖長ズボン、靴、手袋等）

(5) 取消事項

- ア 遵守事項を守らなかったとき
- イ 申請書類に虚偽の記載事項があったとき
- ウ 交通に関する特別指導を受けたとき
- エ 学習成績及び生活態度（服装・頭髪・遅刻等）が極めて悪くなったとき

(6) 付記事項

- ア 取消事項による取消後、再申請できるのは、その解除や改善された日から1ヶ月を経過してからとする。
- イ (5)、(6)アおよび特別な事情を考慮した申請等については生徒指導部で協議のうえ決定する。